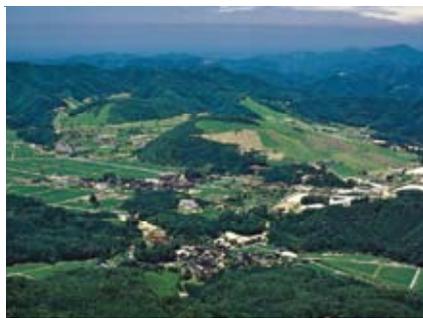




# 豊岡市景観ガイドライン

～「人とコウノトリが共に暮らせる風景」を考えるために～



豊岡市

## ～目 次～

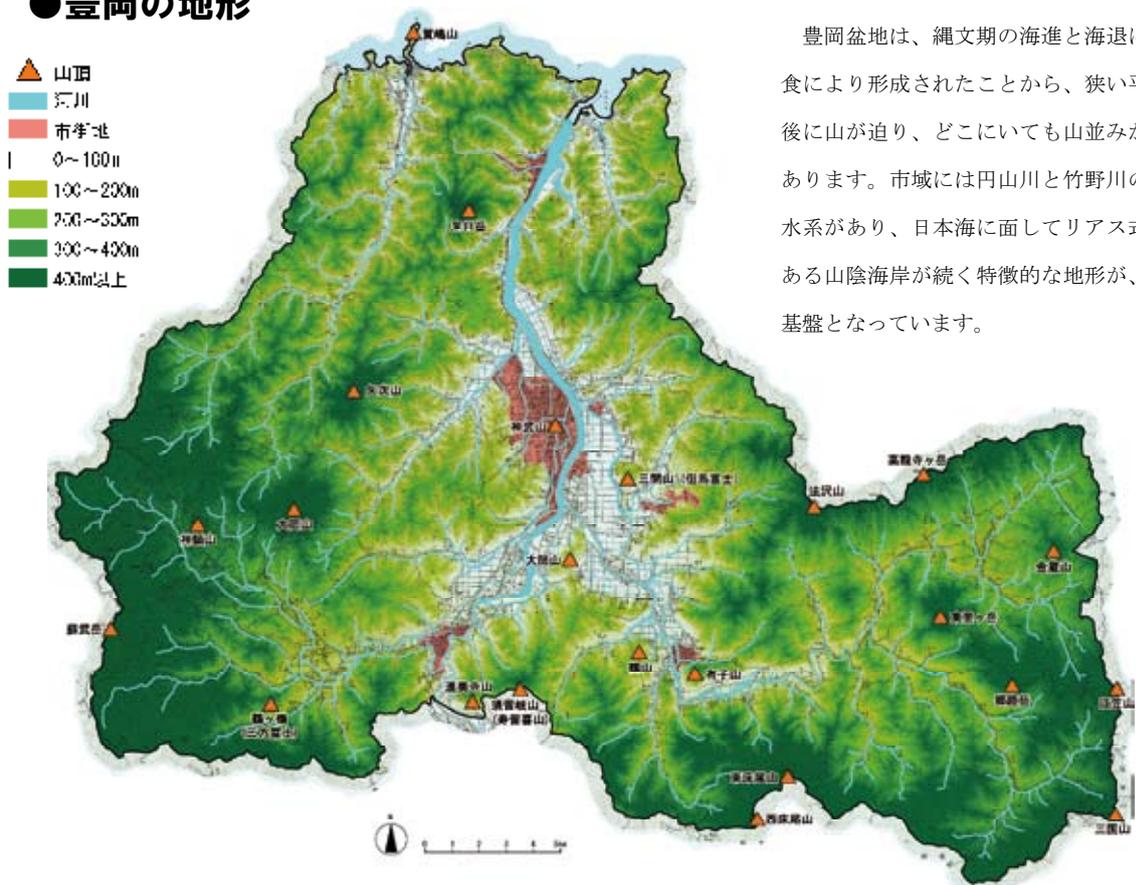
1. 豊岡の景観.....	- 1 -
2. 届出の必要な行為.....	- 2 -
3. 風景づくりの考え方(方針・基準).....	- 3 -
3.1 市全域の風景づくりの考え方 .....	- 3 -
3.2 やま・うみ・さとの区域の風景づくりの考え方.....	- 4 -
3.3 やま・うみ・さとの区域の良好な景観をつくるために.....	- 8 -
3.4 まちの区域の風景づくりの考え方.....	- 13 -
3.5 まちの区域の良好な景観をつくるために.....	- 14 -
3.6 その他、市全域の良好な景観をつくるために .....	- 19 -
3.7 色彩の基準.....	- 21 -
[参考] マンセル値とは .....	- 22 -

## はじめに

山・海・川をはじめとする豊かな自然とコウノトリは豊岡を象徴するものであり、この自然と共生する暮らしの文化と地域の歴史が「豊岡らしい風景」を生み出しています。市では平成 24 年 8 月に「豊岡市景観計画」を策定し、豊岡らしい景観の保全と創造に向けた取り組みをはじめました。

このガイドラインでは、私たちの暮らす豊岡の風景の考え方を解説し、「豊岡らしい風景」の保全と創造のあり方を提案しています。

### ●豊岡の地形

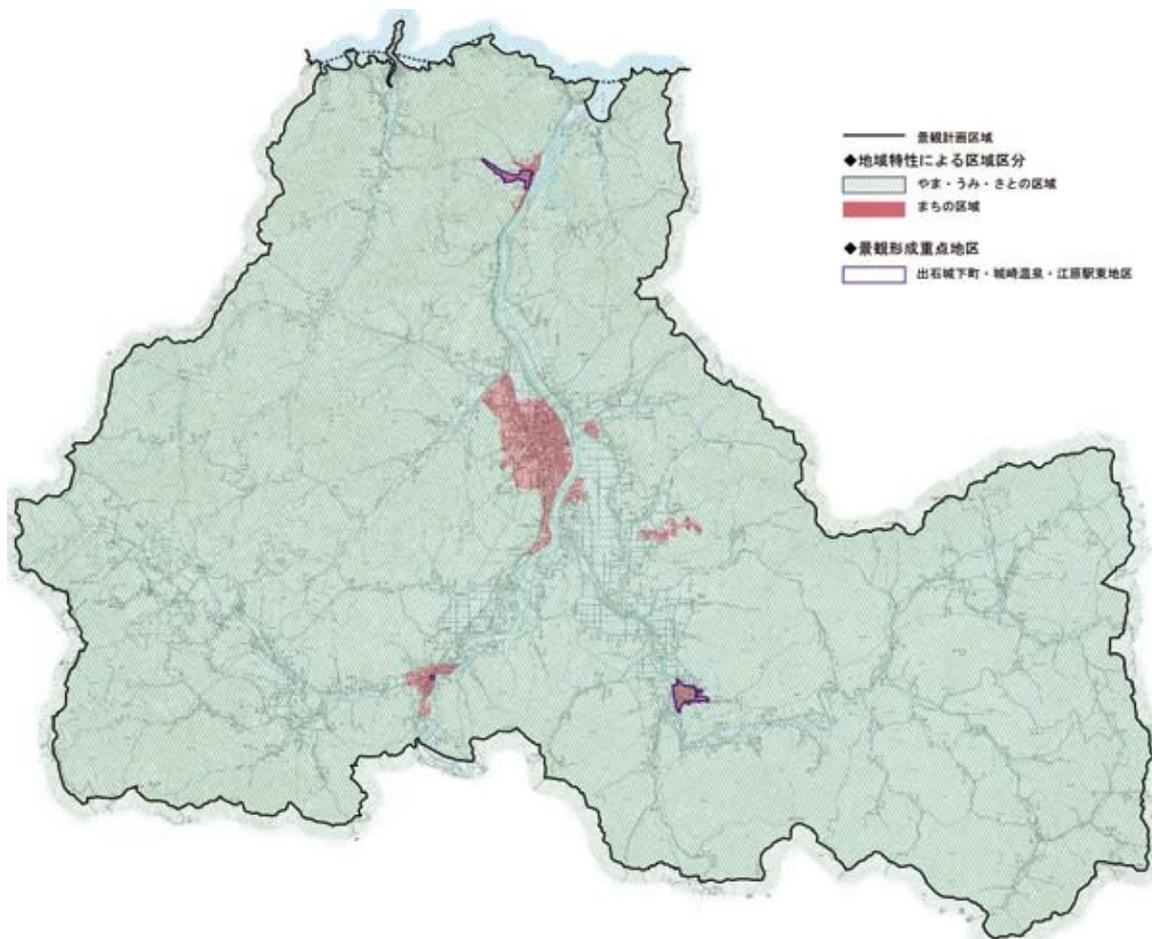


# 1. 豊岡の景観

市域の面積が県下で最も広い豊岡には、地形や風土、歴史、生活文化、生業、開発状況などから地域ごとに固有の豊岡らしい風景（風景のものがたり）があり、中でも出石城下町や城崎温泉の町並みは時代を超えた落ち着きや歴史的価値を感じることができます。他にも、地形や風土と長く折り合ってきた暮らしの知恵や生業などに培われてきた多くの固有の風景があり、それらの風景に変化しながらも生き続けている豊岡らしさを見ることができます。

風景は、目に見える豊岡の姿です。私たちは、豊岡らしい風景の成り立ちを知り、未来に向けて豊岡の景観を守り、育て、さらに磨きをかけて将来に引き継いでいかなければなりません。そのため、豊岡市景観計画では『**私たちは、人とコウノトリが共に暮らせる「豊岡らしい風景」を守り育てます！**』を風景づくりの基本理念としています。

豊岡の風景は、地域環境を特徴づける大きな景観構成要素である山・海・川・田園などを基盤として、地形風土と折り合う集落の風景、歴史的町並み、近年の開発によって形成されてきた市街地、都市的な集住地など、異なる暮らしの風景から構成されています。それぞれの大切な景観を守り、育み、課題を改善しつつ新たな魅力と活力ある景観を造り出していくために、市全域を景観計画区域とし、「やま・うみ・さとの区域」と「まちの区域」に区分して風景づくりの方針を定めています。



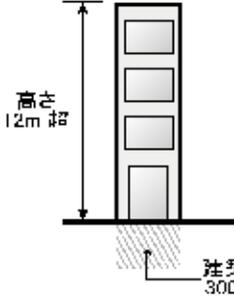
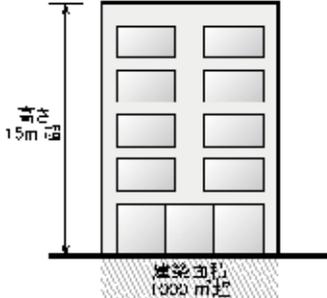
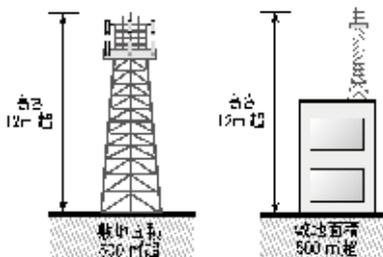
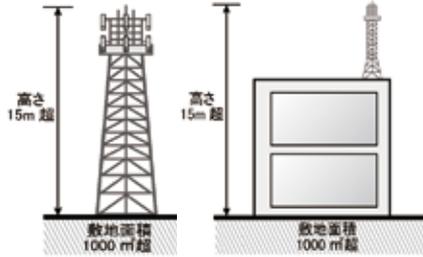
景観計画区域図

## 2. 届出の必要な行為

良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される建築物、工作物、開発行為等については、景観法第16条第1項に基づく届出が必要となります。

なお、通常の管理行為や軽易な行為は届出の対象とはなりません。計画段階において事前に市へご相談ください。

届出対象行為と規模

届出対象行為	やま・うみ・さとの区域	まちなみの区域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<p>高さが12mを超え、又は建築面積が300㎡を超えるもの</p>  <p>高さ 12m 超 建築面積 300㎡超</p>	<p>高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの</p>  <p>高さ 15m 超 建築面積 1000㎡超</p>
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<p>高さ（当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合は、その高さとの合計）が12mを超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が500㎡を超えるもの</p>  <p>高さ 12m 超 敷地面積 500㎡超</p> <p>高さ 12m 超 敷地面積 500㎡超</p>	<p>高さ（当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合は、その高さとの合計）が15mを超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの</p>  <p>高さ 15m 超 敷地面積 1000㎡超</p> <p>高さ 15m 超 敷地面積 1000㎡超</p>
開発行為 （都市計画法第4条第12項）	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上
木竹の伐採	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上
水面の埋立て	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上

### 3. 風景づくりの考え方（方針・基準）

豊岡の風景は、地域ごとに多様で固有の「風景のものがたり」があるため、風景づくりの方針から行為を行おうとする場所の風景の成り立ちや基準の意味を十分理解し、その地域にあった風景づくりを行うことがとても重要です。

#### 3.1 市全域の風景づくりの考え方

##### 1) 景観の基盤となる地形風土を知り、地域環境に現れる眺めの特徴を保全します。

- ・ 豊岡盆地の外縁部では、平地の広がりや急勾配で立ち上がる山々の裾野とのつながりに配慮します。
- ・ 但馬富士など生活風景の中でシンボルとなっている山への眺めを阻害しないようにします。
- ・ 盆地から眺めると手前から奥へ色合いが淡くなる奥行き感のある山並みの眺めを大切にし、その山々の稜線の連なりを切らないように配慮します。
- ・ 新緑や紅葉、積雪など季節ごとに変化する山並みの眺めとの調和を図ります。
- ・ 地形の複雑さにより発生する霧、雪や雨により現れる豊岡特有の景観と調和する建築物等の形態意匠とします。

##### 2) 自然と折り合う暮らしと土地の使い方を理解し、その空間構成を継承します。

- ・ 水の使い方による耕作地と集落の位置関係や地形に沿った配置および距離感を理解し、その空間構成になじむようにします。
- ・ 円山川や竹野川の谷筋では、斜面地の棚田や段々畑と集落の位置や河川との関係の意味を維持していきます。
- ・ 海岸線が複雑に入り組んだ入り江や沿岸部では、地形と一体となった集落空間のバランスを維持します。
- ・ 円山川沿いの堤防越しに見える屋根並みなど、地形や自然と折り合う景観の構成要素相互の関係に見られる特徴に配慮します。

##### 3) 生物多様性を育む自然環境との調和を図ります。

- ・ コウノトリ野生復帰に向けて放鳥が進められている地域として、コウノトリが悠然と舞う「空」の広がりを守ります。
- ・ 田園や湿地では、様々な動植物が共生する生態系を維持するとともに、安全安心な農作物を育む営農環境、これらの根幹となる水環境を保全するため、埋立てなど土地の形質の変更は必要最小限とします。
- ・ 山地・樹林地は、樹木の生育環境に配慮しながらできるだけ保全し、人工林については計画的な伐採と植林等を行い、豊かな森林景観の維持を図るものとします。また、できるだけ在来種を用いた植栽を行い、地域固有の植生に十分配慮します。

## 3.2 やま・うみ・さとの区域の風景づくりの考え方

### 1) 山・海・川と一体となった眺めの特徴を保全継承し、地域らしい景観を創出します。

- 「やま・さと」では、後背の山々と田園の「つながり」を意識し、空間の一体性に配慮します。
- 「うみ」では、視界が広がる海への眺め、船から見る特徴的な地形や山々の眺め、湾の対岸からの集落の家並みの眺めなど、「うみ」の地域に固有の眺めを保全継承します。
- 竹野浜や気比の浜、白砂青松の砂浜のほか、はさかり岩などの奇岩、洞窟、洞門、玄武洞や溶岩台地の神鍋山、稲葉川など山陰海岸ジオパークの構成要素を独特の景観資源として保全し、こうした自然環境との調和を図ります。



竹野浜と猫崎半島(竹野町竹野)

### 2) 集落景観を特徴づける空間構成の地域性を継承します。

- 集落景観のまとまりを形成する里山、農地、河川、集落(居住域)といった土地利用の構成を継承します。
- 集落内の道や水路や家屋の配置、敷地内の樹木や空地、生垣や石積みなど、風土と生業の関係において築かれてきた空間構成のしゅきを今後も継承します。
- 農業や漁業などの生業がつくる景観に見られる集落景観を特徴づける集落のボリュームやかたち、配置に配慮します。
- 社寺の屋根や杜の木など、集落内の目印(ランドマーク)への眺めに配慮します。



出石川沿いに連なる水田と集落(但東町平田)

### 3) 景観に現れる地域の知恵と暮らしの文化の意味を活かします。

- 長く受け継がれてきた伝統や生活文化が生み出す景観の特徴を見出すとともに、氾濫を繰り返す河川との共生の知恵である石積みや洗い場など、景観に現れる人の暮らしと風土との関わりから生まれた地域の知恵を継承し、新たなデザインに活かしていきます。
- 地域で産出される石材や土、木材など地域固有の材料が生み出す地域の色合いや、地域の建て方の特徴や様式による景観のまとまりを活かし継承していきます。



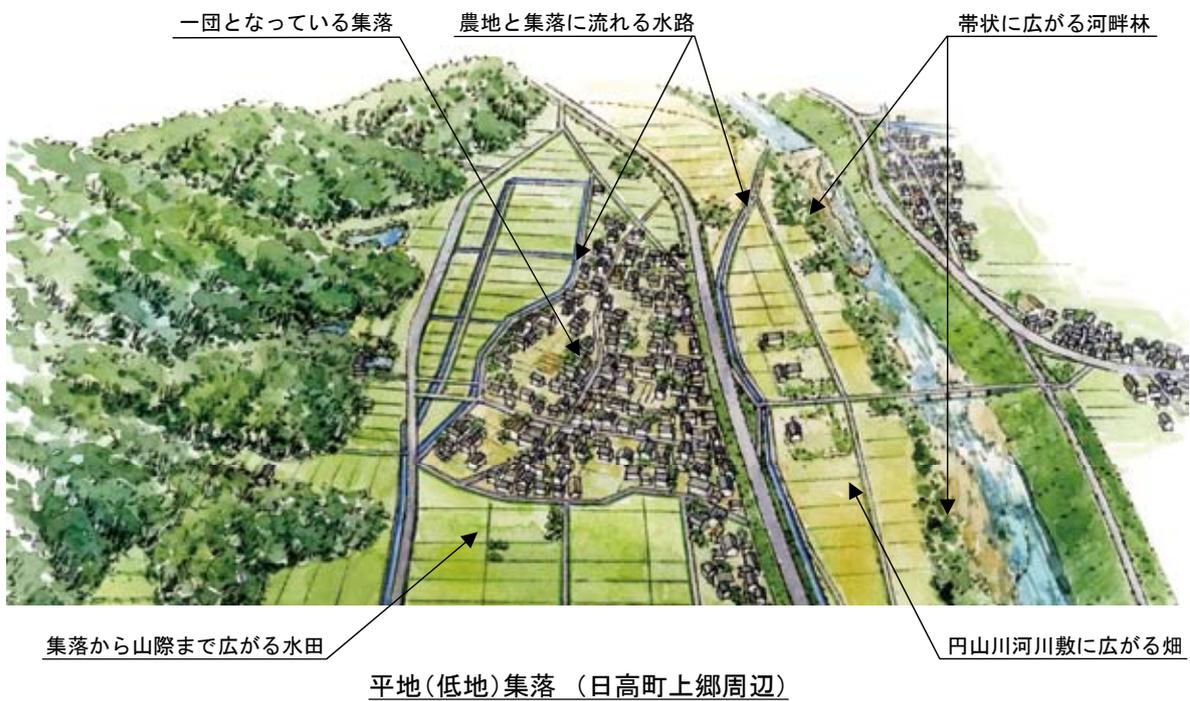
玄武岩を利用した石垣(沖加陽)

## ●集落景観の特性と分類

景観の基盤となる地形風土や地域の暮らしなどが「やま・うみ・さと」の景観を特徴づけていることから、豊岡における「やま・うみ・さと」の景観を次の3つに分類しています。

- ① 平地（低地）集落景観 …………… 円山川水系、出石川水系の広い谷底平野（豊岡盆地）部分に位置する集落の景観

区分	代表的な平地（低地）集落の地区
円山川・出石川沿い集落	日高町 <sup>かみのごう</sup> 上郷、加陽 <sup>かや</sup> 、出石町 <sup>いず</sup> 伊豆 など
山際集落	百合地 <sup>ゆるじ</sup> の位置する新田 <sup>にった</sup> 、赤石 <sup>あかいし</sup> や下鶴井 <sup>しもつるい</sup> の位置する田鶴野 <sup>たづるの</sup> など



円山川沿いの河畔林・田園・集落(日高町上郷付近)



集落を流れる水路と洗い場(日高町上石)

② 谷沿い集落景観 …………… 出石川上流部、稲葉川、竹野川とその支流沿いの、山が連なり、川を中心に長くゆったりとした谷に位置する集落の景観

区分	代表的な谷沿い集落の地区
谷底平野集落	但東町 <sup>ひらた</sup> 平田、日高町 <sup>じゅうご</sup> 十戸、竹野町 <sup>はやし</sup> 林 など
谷間集落	但東町 <sup>とうり</sup> 東里、日高町 <sup>はじり</sup> 羽尻、竹野町 <sup>すのたに</sup> 須野谷 など
高台集落	竹野町 <sup>みはら</sup> 三原、竹野町 <sup>かなんだに</sup> 川南谷、但東町 <sup>こうりゅうじ</sup> 高龍寺 など



谷沿い集落の断面 (日高町十戸)



湧水を利用した養魚池(日高町十戸)



稲葉川沿いに位置する集落(日高町栃本)

③ 沿岸集落景観 …………… 山が海に迫り、平地が少なく、岬や入り江や浜が複雑に入り組んでいる日本海に面した山陰海岸沿いに立地する集落の景観

区分	代表的な沿岸集落の地区
海際集落	竹野町 <sup>たくひ</sup> 田久日、竹野町 <sup>うひ</sup> 宇日 など
河口・漁港の集落	竹野町 <sup>たけの</sup> 竹野、 <sup>けい</sup> 氣比、 <sup>ついやま</sup> 津居山 など



沿岸集落の断面（竹野町田久日）



狭い入り江の谷に密集する集落（竹野町田久日）



細い路地と下見板張りの建物（竹野町田久日）

### 3.3 やま・うみ・さとの区域の良好な景観をつくるために

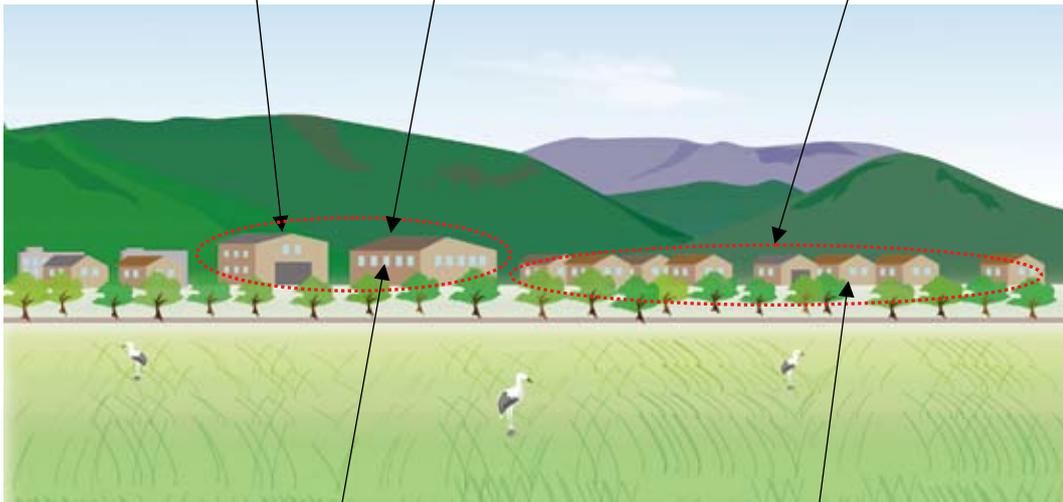
豊岡を特徴づける地域ごとに多様で固有の「豊岡らしい風景」を守り、育てていくため、「やま・うみ・さとの区域」のより良い風景づくりの手法を紹介します。

#### (1) 規模・配置

稜線を分断しないよう  
できる限り高さを15m以下とする

大規模な建物は控え、分棟や分節  
するなどして圧迫感を軽減させる

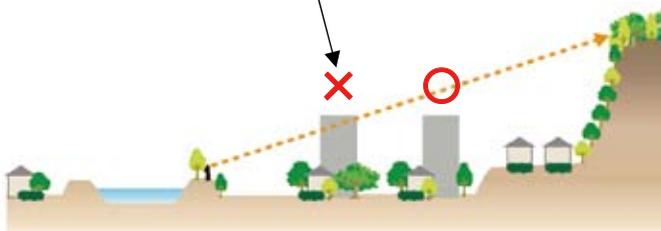
集落景観のまとまり  
や連続性を保全する



田園の広がりを阻害しないよう、できる  
限り建物の高さを4階建て以下とする

周辺の建築物と高さを揃える

川や海から山への眺望を遮ら  
ない高さ・規模・形態とする



堤防からできる限りセットバックさせる

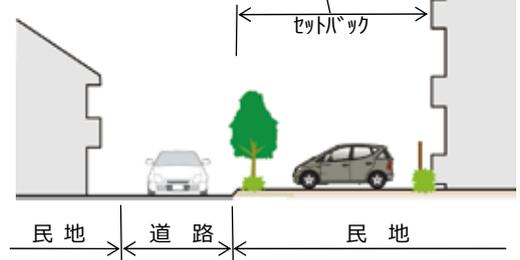


田園が広がる豊岡盆地から見る山並み



敷地境界からセットバックした大規模建築物

敷地境界からできる限りセットバックさせ、ゆとりの空間を創出する

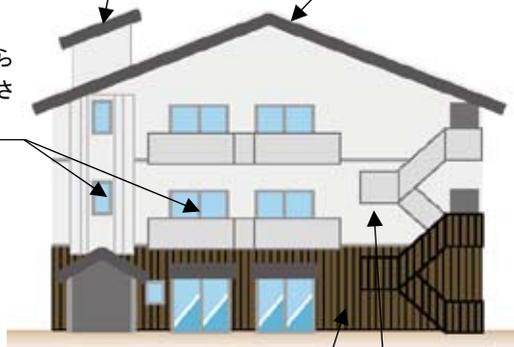


## (2) 屋根・外壁

建築物と一体化した塔屋とする

勾配屋根とし和瓦を使用する。屋根の色は黒・灰色を基調とし、できる限り明度を5以下とするなど、周辺と調和した落ち着いた色調とする

大規模な壁をつくらず、窓などで単調さを軽減させる



板壁、漆喰など地域の伝統的建築様式を用いる

外壁の色は集落の建物や周辺の自然と調和するよう、明度はできる限り4以下とするなど落ち着いた色調とする



勾配屋根の大規模建築物

## (3) 材 料

金属やガラスなど、光沢性のある素材はできる限り使用しない

経年変化による汚れが目立たない素材を使用する



木材、漆喰、石など地域の特性にあった伝統的材料を使用し、これら以外の材料を使用する場合も似た材料を使用する



周辺と調和した外壁と自然素材を利用した塀



沿岸集落で見られる下見板張りの建物



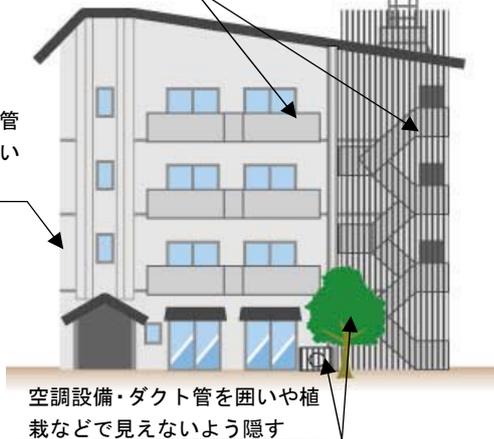
石垣、板壁、漆喰を利用した建物

#### (4) 建築設備・屋上設備

ベランダ、屋外階段等は建築物本体と調和した意匠、色彩、仕上げとする

屋上設備は最小限とし、設置する場合は設備を覆う

空調設備・ダクト管は通りに面しない位置に設置する



空調設備・ダクト管を囲いや植栽などで見えないよう隠す

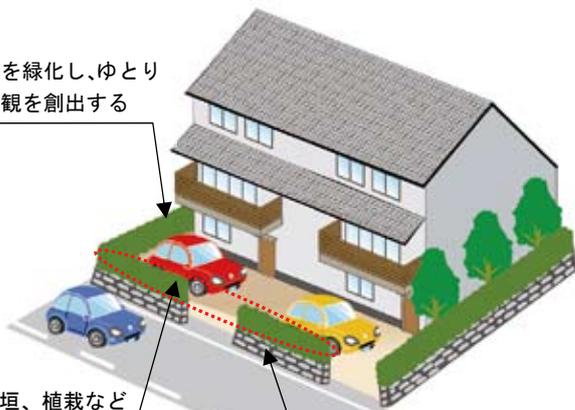


建築物本体と調和したベランダと敷地周囲の植栽

#### (5) 外構・植栽

敷地内を緑化し、ゆとりある景観を創出する

塀や生垣、植栽などで連続性を確保する



集落を特色づける石垣・植栽などの意匠・材料を継承する

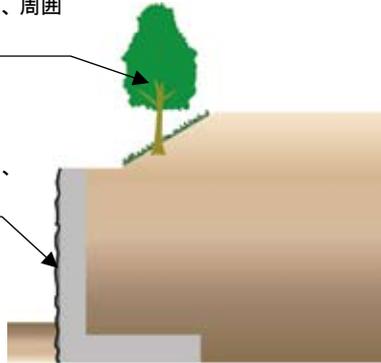


地域の特色に配慮した敷地周囲の塀

## (6) 擁壁など

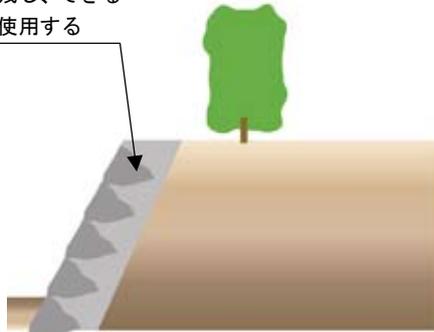
コンクリート擁壁の周辺には積極的に植栽を行い、周囲の景観に溶け込ませる

化粧型枠などを利用し、単調さを軽減させる。



擁壁周辺に植栽された中低木

集落を特色づけている玄武岩などの石垣を残し、できる限り自然材料を使用する



玄武岩を利用している石積み

## ●やま・うみ・さとの区域の景観形成基準

建築物	工作物	事項	景観形成基準	
			規模	配置
○	○	形態・意匠	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景となる山並みの稜線を分断することなく、集落など周辺の建築物群から突出しない規模とし、集落景観のまとまりを保全する。</li> <li>分棟や分節等により圧迫感を与えない形態とし、周辺景観と調和する規模とする。</li> <li>海や海岸線、山並みへの眺望を遮らない高さ・形態とする。</li> </ul>
○	○		配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>田園地域の風景の広がりを損なわない配置とする。</li> <li>建物配置に連続性や特徴があるところでは、その特徴を損なわないようにする。</li> <li>円山川、出石川、竹野川沿いでは、堤防敷に近接した配置を避け、開放的な河川景観となるようにする。</li> <li>敷地境界からセットバックする等、道や隣接地など周辺に対してゆとりのある配置規模となるように努める。</li> <li>山並みの稜線上や海岸沿いの配置を避け、眺めを阻害しないようにする。</li> </ul>

建築物	工作物	事項		景観形成基準
○	—		屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として勾配屋根とし、周辺と調和した形態・意匠とする。</li> <li>塔屋を設ける場合は、建築物と一体的に計画し、突出を避け周辺景観に溶け込むようにする。</li> <li>和瓦など周辺と調和した落ち着いた色調とし、基調となる色彩の範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>色相がR(赤)系、YR(橙)系、Y(黄)系は彩度4以下とする。</li> <li>その他の色相は彩度2以下とする。</li> </ol> </li> </ul> <p>※景観形成重点地区については、別途地区基準によるものとする。</p>
○	○	形態・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観に調和した意匠とする。</li> <li>地域の伝統的建築様式に配慮した壁面意匠に努める。</li> <li>長大な無窓の壁面など、単調な壁面をつくらない。</li> <li>基調となる色は、けばけばしくせず集落や周囲の自然と調和した落ち着いた色調とし、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りでない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>色相がR(赤)系又はYR(橙)系は彩度5以下とする。</li> <li>色相がY(黄)系は彩度4以下とする。</li> <li>その他の色相は彩度2以下とする。</li> </ol> </li> </ul> <p>※景観形成重点地区については、別途地区基準によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航空法その他の法令により、許可等を受けて設置する工作物については適用しない。</li> </ul>
○	○		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域性に配慮し、伝統的材料や地域で使われている材料、またはそれらに類する材料を使用するよう努める。</li> <li>周辺になじみ、経年変化により見苦しくならない材料を使用するよう努める。</li> <li>金属やガラス等の反射や光沢性のある材料を大きな面積で使用しない。やむを得ず用いる場合は、周辺景観との調和に十分配慮する。</li> </ul>
○	—		建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備・ダクト管などは通り面に露出させないよう設置する。やむを得ず設備が通り面に露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする、植栽などにより見えないよう修景する等により、通りからの見え方に配慮する。</li> <li>ベランダ、屋外階段等を設置する場合は、建築物本体と調和した意匠、色彩及び外壁仕上げとなるよう配慮する。</li> </ul>
○	—		屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上設備の設置は、最小限にする。</li> <li>屋上設備を設置する場合は、壁面を立ち上げたり、建物に取り込んだり、屋根状に見える意匠の工夫によって適切な覆い措置を講ずる。</li> </ul>
○	—	その他	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀や柵を設置する場合は、できるだけ自然素材を用いて建物と調和したデザインとする。</li> <li>駐車場には生垣など周囲に植栽をする。</li> <li>集落を特徴づける石垣・植栽・門構えなどの意匠・材料を継承するよう配慮する。</li> </ul>
○	○		植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域環境に適した樹種や植栽により敷地内の緑化に努め、ゆとりある景観の創出を図る。</li> <li>既存の樹木はできるだけ伐採せず保全活用する。やむを得ず伐採する場合は最小限にとどめる。</li> </ul>
○	○	擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限りコンクリートを避け、石などの自然・伝統的材料を使用する。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は植栽を併用するなど周辺景観に溶け込ませる。</li> </ul>	

### 3.4 まちの区域の風景づくりの考え方

#### 1) まちの成り立ちを理解し、まちなみの基盤(町割、建て方、道との関係等)を継承します。

- まちの景観の歴史性を特徴づける町割、建築物、生業等を継承することにより歴史的まちなみの保全を図るとともに、ふつうの市街地での新たな建築物等においても地域の景観をかたちづくる歴史的なまちなみの基盤の継承に配慮します。
- 変化を続ける中心市街地などのまちの景観形成においても、継承されている宅地割や建物配置の特徴を理解し、まちなみのまとまりに配慮したデザインとします。
- まちに特徴的な建て方、敷地際の構成、規模、色合い、隣接建物の相互関係など、生業や生活文化の伝統によって形成されてきた景観の特性や趣に配慮し、地域性の継承を図ります。

#### 2) まちを特徴づける資源や景観のまとまりを保全し周辺との調和を図ります。

- 文化財的建造物だけでなく、城崎の木造3階建てや豊岡の復興建築など、まちを特徴づける景観資源をできるだけ保全継承し、こうした景観資源と調和する景観形成を図ります。
- 山並みを背景とした市街地の景観のまとまり、スカイラインや軒線が緩やかに連続する景観のまとまりなど、こうしたまちの景観の一体性や連続性と調和するデザインとなるよう配慮します。
- 住宅地などでは、庭木や緑が生み出す景観のまとまりを創出するために、敷地内での花植えや緑化による潤いある環境形成をめざします。

#### 3) 新たなまちなみの創出により地域らしさをつくります。

- 計画的な開発や小さな住宅開発などにより新たなまちなみを創出するときにも、地域の風土と折り合う暮らしの知恵や背景となる山並みや空との関係など豊岡の地域性を理解し、そのうえで新たな魅力を生み出すデザインをめざします。
- 豊岡の気候風土に合った質の高い建築、周辺環境と調和する配置や規模のデザインとすることにより、新たな豊岡らしさを創出する持続可能な開発となるようにします。
- 幹線道路や商業地などでは、背景の緑の山並みやのびやかな田園風景と調和のとれた建築や開発とすることで豊岡らしさの創出を図ります。

### ● まち景観の特性と分類

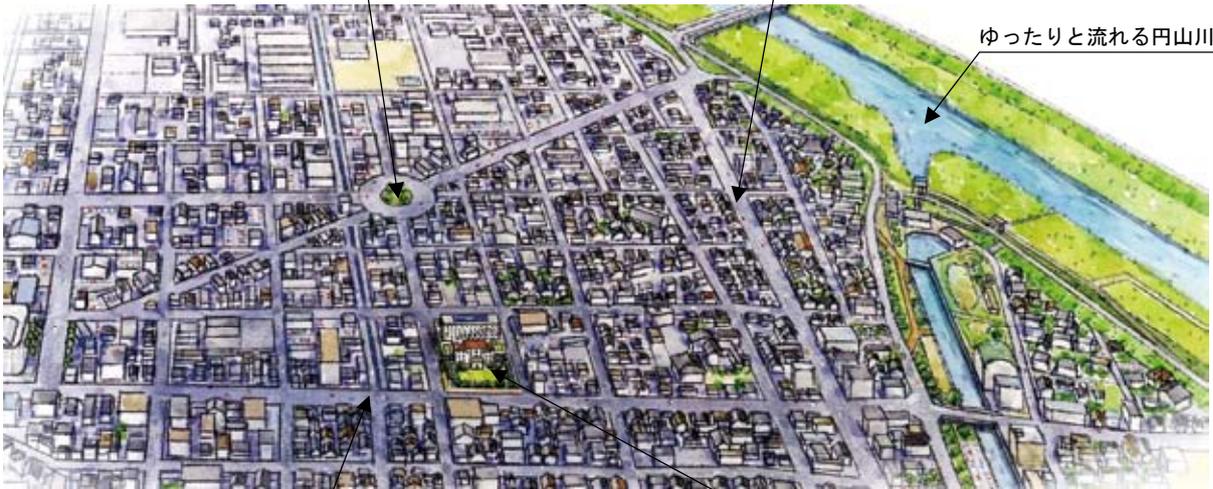
地域の暮らしの文化や生業の持続と変化が「まち」の景観を特徴づけていることから、豊岡における「まち」の景観を次の3つに分類しています。

- ① **歴史から読む景観** …… 城下町の町割や町家などの歴史的資源が特徴となっているまち
- ② **生業から読む景観** …… 地域の地形風土や立地を活かした営みに特徴がある温泉宿や港町、街道筋などのまち
- ③ **開発から読む景観** …… 計画的に近代化を進める新たな都市整備によって形成されてきたまち

耕地整理により造られた寿ロータリー

城下町の面影が残る通り

ゆったりと流れる円山川



復興建築物が多く残る大開通り

復興のシンボルである豊岡市役所旧本庁舎

### まちな区域(豊岡中心市街地)



城下町の面影が残る通り



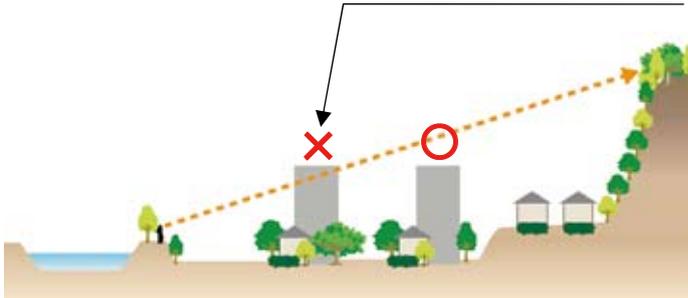
耕地整理により造られた寿ロータリー

## 3.5 まちな区域の良好な景観をつくるために

豊岡を特徴づける地域ごとに多様で固有の「豊岡らしい風景」を守り、育てていくため、「まちな区域」のより良い風景づくりの手法を紹介します。

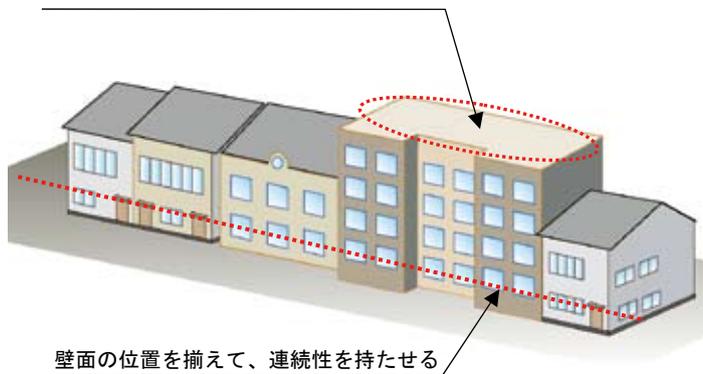
### (1) 規模・配置

堤防上から見て背景の山並みを分断しないよう、できる限り高さを25m以下とし、山の眺望を確保する



山並みを分断しないよう高さを抑えた大規模建築物

壁面が揃っているところでは、分棟したりしてできる限り周辺の建築物から突出しない工夫や規模にする

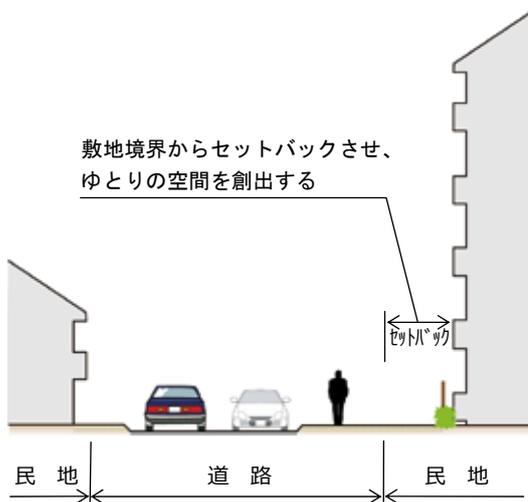


壁面の位置を揃えて、連続性を持たせる



建物の壁面が揃っていない大開通り

敷地境界からセットバックさせ、ゆとりの空間を創出する



敷地境界からセットバックした大規模建築物

## (2) 屋根・外壁

外壁の色は周辺の建物と調和するよう、明度はできる限り4以下とするなど落ち着いた色調とする

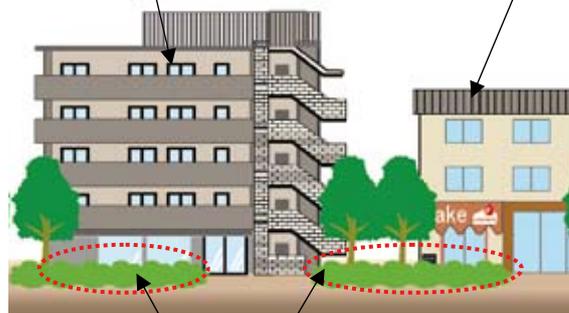
屋根の色は黒・灰色を基調とし、明度はできる限り5以下とするなど周辺と調和した落ち着いた色調とする

塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とする

大規模な壁をつくらず、窓などで単調さを軽減させる

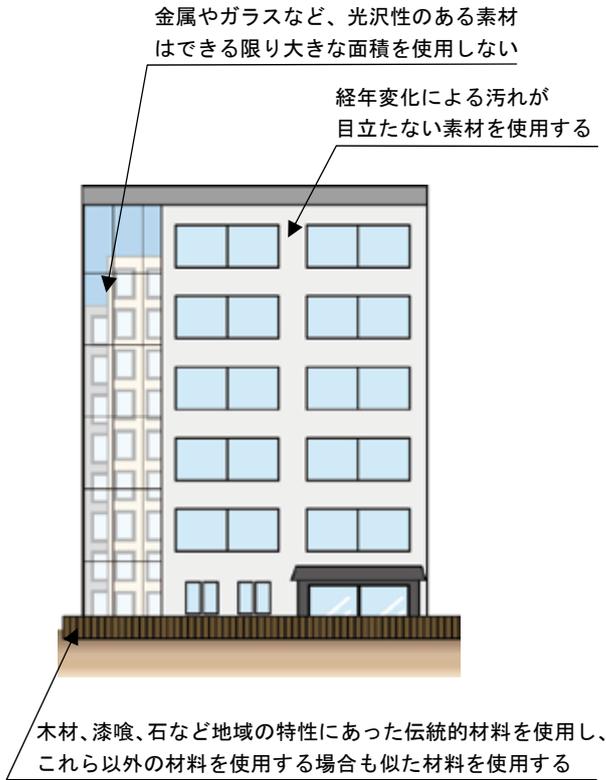


商業地や幹線道路沿いでは、賑わいや活力が感じられるよう、歩く人の目線に近い壁面の意匠を工夫する



外壁を後退させる場合は、植栽などで連続性を持たせる

### (3) 材 料

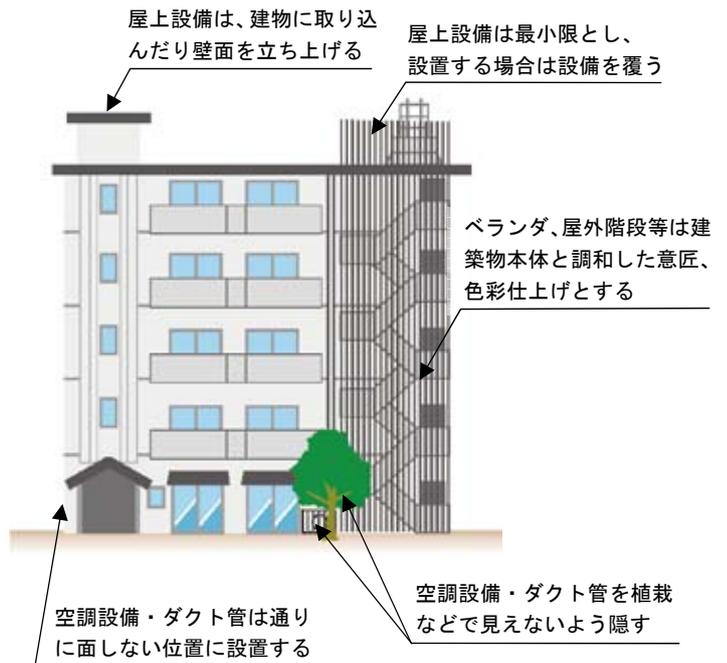


経年変化しにくい素材を利用した大規模建築物

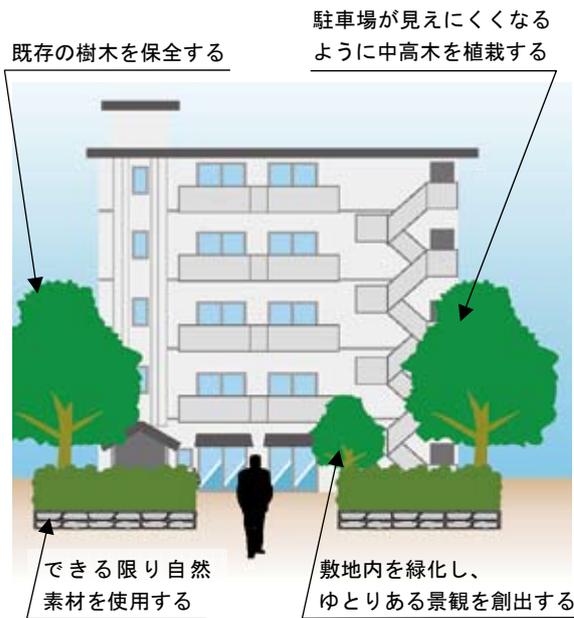
### (4) 建築設備・屋上設備



大規模建築物本体と調和したベランダ及び屋外階段



## (5) 外構・植栽

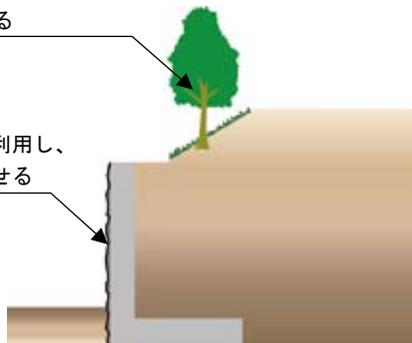


敷地周囲の植栽された樹木

## (6) 擁壁など

コンクリート擁壁の周辺には積極的に植栽を行い、周囲の景観に溶け込ませる

化粧型枠などを利用し、単調さを軽減させる



化粧型枠が使用された擁壁と周囲の植栽

## ●まちなみの区域の景観形成基準

建築物	工作物	事項		景観形成基準
		形態・意匠	配置	
○	○	形態・意匠	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 円山川・出石川の堤防上から見て、背景の山並みを分断したり、山への眺めを遮蔽しない高さおよび規模とする。</li> <li>● 分棟や分節等により周辺の建築物群から突出しない規模となるように配慮し、ゆとりのある配置規模となるように努める。</li> </ul>
○	○		配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地境界からのセットバック等により、道や隣接地など周辺に対して圧迫感を与えないよう配慮し、周辺と調和させる。</li> <li>● 円山川、出石川沿いでは、できるだけ河川境界から離れた配置とし、河川景観の開放性に配慮する。</li> <li>● 建物壁面が揃って建ち並ぶところでは、その連続性や特徴の維持に努める。</li> </ul>

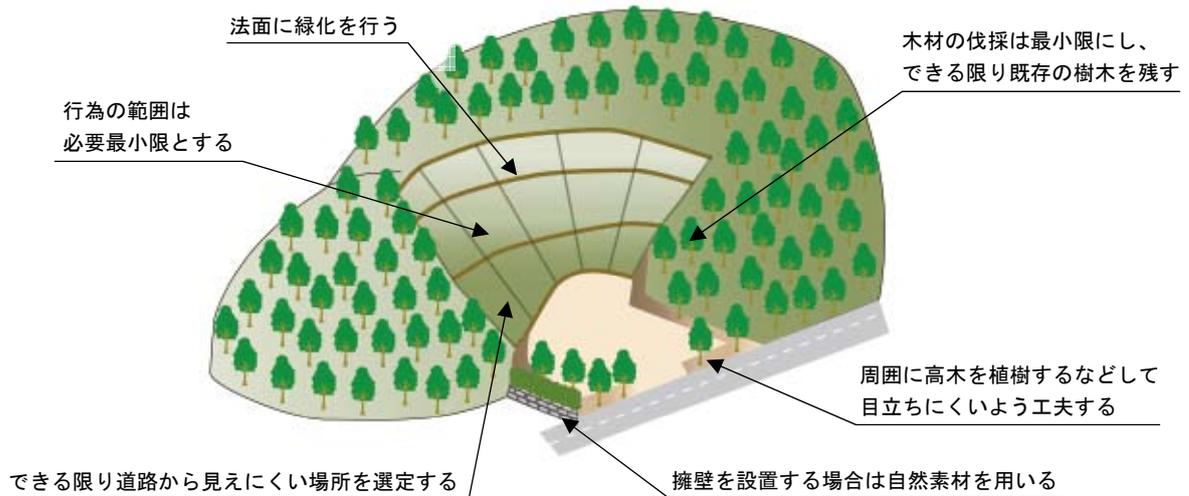
建築物	工 作 物	事 項	景観形成基準
○	—	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>塔屋を設ける場合は、建築物と一体的に計画し、突出を避け周辺景観と調和させる。</li> <li>周辺と調和した落ち着いた色調とし、基調となる色彩の範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>色相がR(赤)系、Y R(橙)系、Y(黄)系は彩度4以下とする。</li> <li>その他の色相は彩度2以下とする。</li> </ol> </li> </ul> <p>※景観形成重点地区については、別途地区基準によるものとする。</p>
○	○	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観に調和した意匠とする。特に、建築物の壁面位置が揃っているところでは、それを損なわないようにし、外壁面が後退するときには見えがかりの連続性のある意匠などの配慮をする。</li> <li>長大な無窓の壁面など、単調な壁面をつくらない。</li> <li>中景、遠景にも現れる位置規模の場合は、通り面以外の外壁面の意匠にも配慮する。</li> <li>周辺の景観と調和した落ち着いた色調とし、マンセル色票系において次のとおりとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>色相がR(赤)系、Y R(橙)系は彩度6以下とする。</li> <li>色相がY(黄)系は彩度4以下とする。</li> <li>その他の色相は彩度2以下とする。</li> </ol> </li> </ul> <p>※景観形成重点地区については、別途地区基準によるものとする。</p> <p>● 商業地や幹線道路沿いでは、まちの賑わいや活力が感じられ、秩序あるまちなみとなるような形態意匠とする。</p>
○	○	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺になじみ、経年変化により見苦しくならない材料を使用するよう努める。</li> <li>地域性に配慮し、住宅市街地では伝統的材料や地域で使われている材料、またはそれらに類する材料を使用するよう努める。</li> <li>住宅市街地およびその周辺では、金属やガラス等の反射や光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
○	—	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備・ダクト管などは通り面に露出させないよう設置する。やむを得ず設備が通り面に露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする、植栽などにより見えないよう修景する等により、通りからの見え方に配慮する。</li> <li>ベランダ、屋外階段等を設置する場合は、建築物本体と調和した意匠、色彩及び外壁仕上げとする。</li> </ul>
○	—	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上設備の設置は、最小限にする。</li> <li>屋上設備を設置する場合は、壁面を立ち上げたり、建物に取り込んだり、屋根状に見える意匠の工夫によって適切な覆い措置を講ずる。</li> </ul>
○	—	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉鎖的な塀や柵を避け、植栽を併用したり、できるだけ自然素材を用いて、周辺と調和したデザインとする。</li> <li>駐車場やエントランスへのアプローチの配置は植栽や建物配置と一体的に計画し、周辺との連続性や調和に配慮する。</li> </ul>
○	○	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の樹木はできるだけ伐採せず保全活用する。</li> <li>敷地内の緑化に努め、また敷地内の駐車場が見えないよう緑による修景を行い、潤いのある景観を創出する。</li> <li>農地や自然地などと隣接するときには、敷地際での植栽を積極的に行い、境界が目立たないように工夫する。</li> </ul>
○	○	擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限りコンクリートを避け、石などの自然・伝統的材料を使用する。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は植栽を併用するなど周辺景観に溶け込ませる。</li> </ul>

### 3.6 その他、市全域の良好な景観をつくるために

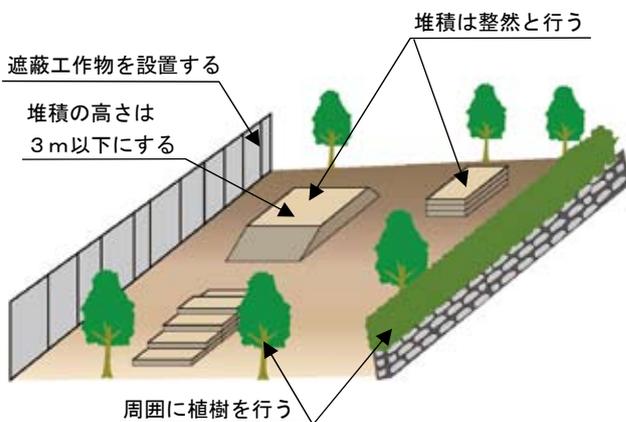
#### (1) 開発行為



#### (2) 土石の採取

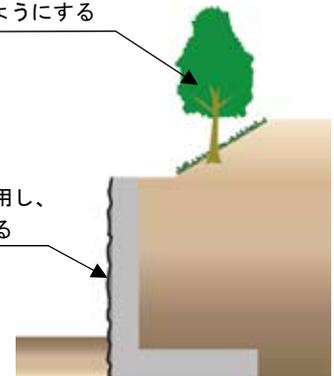


#### (3) 屋外における物件の堆積



敷地周囲に植樹して、堆積物件が見えにくくなるようにする

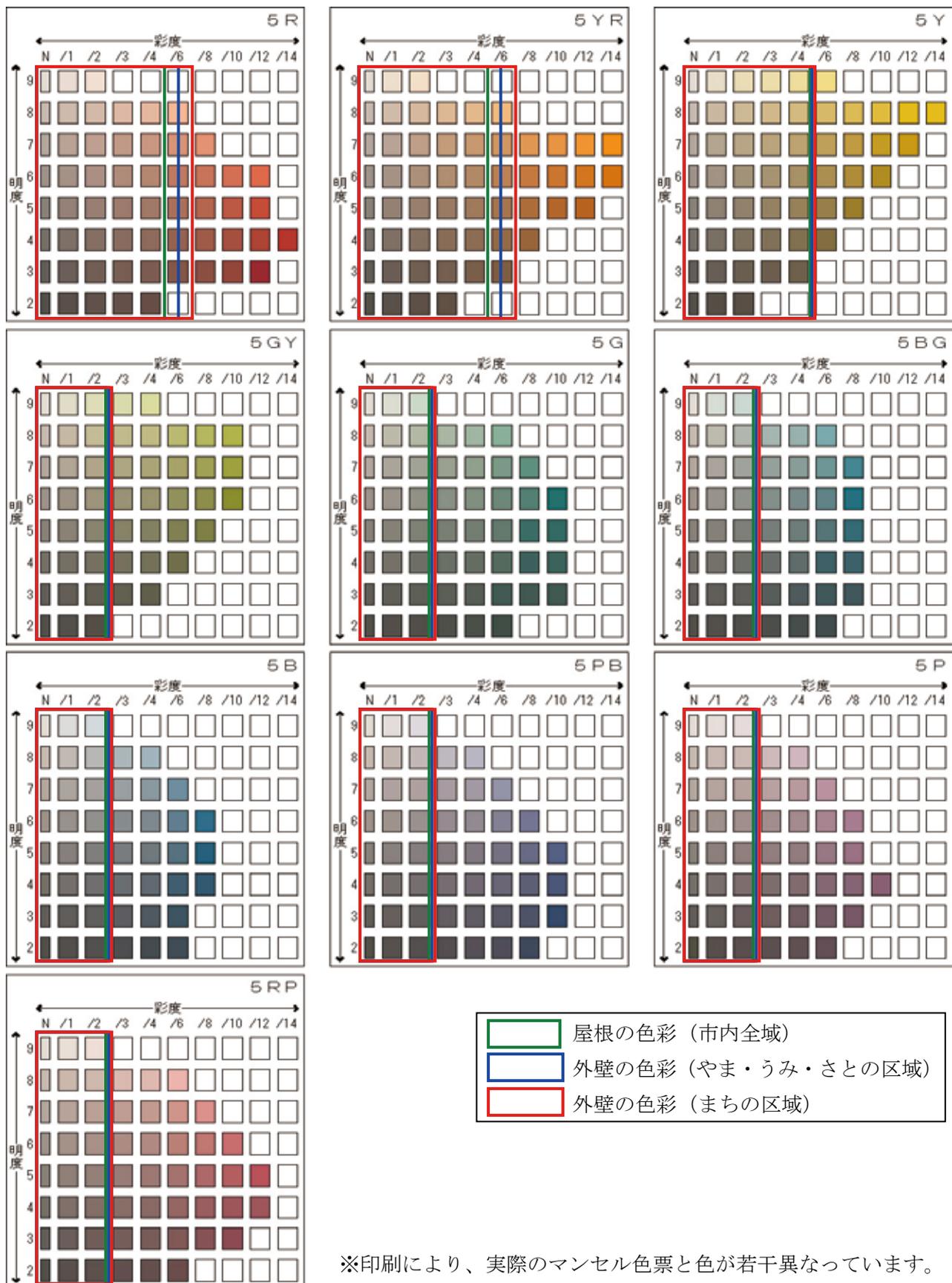
化粧型枠などを利用し、単調さを軽減させる



## ●市全域共通の景観形成基準

項目	事項	景観形成基準
開発行為 (都市計画法第4条第12項)	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の範囲は必要最小限とし、周辺の景観に調和させる。</li> <li>コンクリート擁壁などによる造成は避け、石等の自然材料を用い、田園景観などに溶け込むよう周囲との調和を図る。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は、植栽を併用するなどして単調とならない修景に努める。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面の緑化を行なう。ただし、地質等により緑化が困難な場合はこの限りでない。</li> <li>宅地分譲に係る開発行為にあつては、一定の緑地が宅地内に確保できる宅地の規模や形状とする。</li> <li>その他の開発行為については、敷地の周囲に緑地を設け、建築物と樹木とが一体となるようにする。</li> </ul>
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の範囲は必要最小限とし、周辺の景観に調和させる。</li> <li>コンクリート擁壁などによる造成は避け、石等の自然材料を用い、田園景観などに溶け込むよう周囲との調和を図る。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は、植栽を併用するなどの修景に努める。</li> <li>土石の採取、鉱物の掘採は、周辺から目立ちにくいよう方法を工夫する。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為完了後は原則として緑化を行うこと。ただし、地質等により緑化が困難な場合はこの限りでない。</li> </ul>
その他の土地の形質の変更	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の範囲は必要最小限とし、周辺の景観に調和させる。</li> <li>コンクリート擁壁などによる造成は避け、石等の自然材料を用い、田園景観などに溶け込ませる。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は、植栽を併用するなどの修景に努める。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面の緑化を行なう。ただし、地質等により緑化が困難な場合はこの限りでない。</li> </ul>
木竹の伐採	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採は必要最小限とする。</li> <li>計画地の中に優れた樹木や樹林がある場合は、できる限り保全し修景に活用する。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の植生にあつた植栽に努める。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、 再生資源、その他の物件の 堆積	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件の堆積は整然と行い、周辺の景観に配慮した高さ・規模とする。</li> </ul>
	植栽等	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地外からの出入り口は限定し、敷地周囲の植樹や遮蔽工作物を設置するなど、堆積物件が見えにくくなるよう措置を講じる。</li> </ul>
水面の埋立て	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の範囲は、必要最小限とする。</li> <li>護岸は生物の生息環境や自然景観に配慮したものとする。</li> </ul>
	植栽等	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の完了後は、環境に考慮し、植栽等必要な措置を講じる。</li> </ul>

### 3.7 色彩の基準



## 【参考】マンセル値とは（色彩を客観的に表す尺度マンセル表色系）

色彩は一般的に、赤や青、黄などの色名で表現されます。

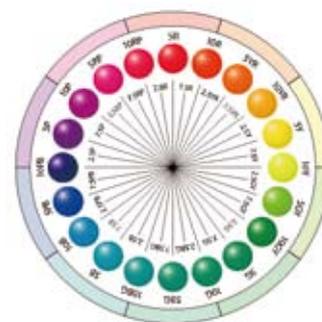
しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、一つの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、色彩を客観的に表す尺度として、日本工業規格に採用され、国際的にも広く用いられている「マンセル表色系」が用いられます。

ひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（明るさ）」、「彩度（鮮やかさ）」の3つの尺度の組み合わせによって表現します。

### (1)色相(Hue)

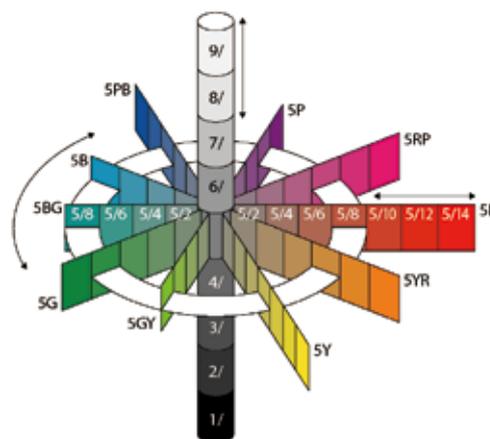
色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPはOR、10RはOYRと同意です。



マンセル色相環

### (2)明度(Value)

明度は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。



マンセル色立体の構造

### (3)彩度(Chroma)

彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

問合せ：豊岡市 都市整備部 都市整備課 景観政策係  
〒668-8666 豊岡市中央町2番4号  
TEL：0796-23-1111  
FAX：0796-22-1839  
E-mail：toshi@city.toyooka.lg.jp

(平成25年3月作成)